別添１

呉市立阿賀小学校いじめ防止基本方針

令和８年 11 月 18 日改正

１ いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は，いじめ防止対策推進法（以下，「法」という。）第１３条の規定に基づき，本校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下，「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに，それらを実施するための体制について定める。

２ いじめの定義等

（１）「いじめ」を，法第２条の規定に基づき，次のとおり定義する。

「いじめ」とは，児童に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめを受けた児童の立場に立って行う。

（２） いじめに当たるか否かの判断に当たっては，表面的・形式的にすることなく，当該行為を受けている児童が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち，いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し，いじめの積極的な認知につなげる。

（３）具体的ないじめの態様には，次のようなものがある。

○ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
○ 仲間はずれ，集団による無視をされる。
○ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
○ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
○ 金品をたかられる。
○ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
○ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（４） いじめの解消について

認知したいじめ事案は，単に謝罪をもって安易に解消とせず，いじめが「解消している」次に示す二つの要件を満たし，他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること
対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。

② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては，本校の児童(生徒)の実態や生徒指導上の課題について確認し，組織的，継続的にいじめのない学校を構築するために，本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

また，いじめは「どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。」との認識に立ち，いじめられた児童の立場に徹底的に立ち，寄り添って対応することを基本とし，児童が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し，ささいな変化に気付くこと，また，指導や介入の機会を逸することなく，継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

本校は，常にこの基本的な考え方に立ち返り，一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら，次に示す視点を中心として，取組を推進する。

(1) いじめの未然防止（児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進）

児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。その際には，次の「四つの視点」を中心として，取組の充実を図る。

ア　自己存在感の感受（対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校，学級・ホームルームづくり」）

イ　共感的人間関係の育成（多様性に配慮した「学校，学級・ホームルームづくり」）

ウ　自己決定の場の提供（自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む）

エ　安全・安心な風土の醸成（「困った，助けてほしい」と言える環境づくり）

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

道徳科の授業はもとより，学級・ホームルーム活動，児童会・生徒会活動等の特別活動を通して，児童生徒の主体的な活動を指導・支援する。

(3) いじめの早期発見

児童生徒の何気ない一言や表情，態度に潜む「ＳＯＳ」のサインといった，「いつもとの違い・変化」に気付くことなど，日々，児童生徒と向き合い，見守っている教職員にしかできない働きかけを大切にしながら，いじめの早期発見に努める。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また，児童生徒が不安や悩みを抱え込むことなく，相談できる環境を整備し，いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合，直ちに，対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，関係児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することや，呉市教育委員会に報告するなど，特定の教職員が問題を抱え込むことなく，学校全体で情報を共有し，「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童生徒を守り切るという立場に立ち，組織的に対応する。

(6) 地域や家庭等との連携

いじめの問題は「学校だけの問題」ではなく，地域に暮らす全ての人々が関心を持ち，できることを一緒に考えることが，子供たちを守ることにつながる。より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにし，社会全体で子供を見守り，健やかな成長を促すためには，学校，家庭及び地域の連携が必要である。そのため，平素から，関係機関等の担当者の連絡先の把握や，連絡会議の開催等，情報共有の充実を図る。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては，対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）と連携することが大切である。

４　いじめの防止等に係る組織

本校は，いじめの防止のため，校長のリーダーシップの下，生徒指導体制を確立するとともに，「学校いじめ防止基本方針」に基づき，「いじめ防止委員会」や「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心として，いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」等のため，呉市教育委員会等とも適切に連携を図りながら，取組を進める。

(1) いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）の設置

いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するため，また，いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため，いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）を設置し，校内組織に位置付ける。

ア　目的

(ｱ) いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込むことなく，学校が組織的に対応する。

(ｲ) 必要に応じて，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し，より実効的ないじめ事案の解決を図る。

イ　構成員

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，学年主任，関係担任，養護教諭，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者

ウ　取組内容

(ｱ) 「チーム学校」として機能する安全・安心な学校環境づくりに向けたいじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

(ｲ) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする生徒指導推進計画の作成

(ｳ) いじめの防止及びいじめの発生時の対応，法の内容，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上等に係る校内研修を年間１回以上実施

(ｴ) いじめの相談・通報の窓口になるとともに，複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有

(ｵ) いじめの防止等に係る関係機関連携（呉市教育委員会学校安全課，呉警察署，広警察署，呉市こども家庭相談課等）

(ｶ) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・相談窓口の設置・広報

(ｷ) いじめに係る情報があった場合における「５　いじめの防止等に係る具体的な取組」の「(4) いじめへの組織的な対応」に記載した対応の実施

(ｸ) 学校のホームページへの掲載その他の方法により，保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにするとともに，その内容を，入学時・各年度の開始時等に児童，保護者，関係機関等に説明

エ　「いじめ防止委員会」の機能化に向けて

教育活動全体を通じて「児童生徒との信頼関係の構築」に努め，日常の観察からいじめを「発見する・気付く」ことが大切である。把握した情報を抱え込まず速やかにいじめ防止委員会に「つなぐ」ことで，迅速な事実確認や方針決定を行い，組織としていじめに「向き合う」。さらに同僚性を基盤とした心理的安全性の高い環境を整え，「初動対応の機能化」を図ることで組織の実効性を高める。

（２）「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

①　目的

教職員，児童生徒，保護者，地域住民等によるプロジェクトチームを設置し，年間を通して，「いじめ見逃しゼロ」の実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画（別紙３）の中に，具体的な取組を明記する。

②　構成員

ア　教職員（校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事等）

イ　児童（児童委員会委員長・副委員長）

ウ　保護者（ＰＴＡ会長，ＰＴＡ副会長等）

エ　地域住民（民生委員児童委員，学校評議員等）

③　取組内容

ア　いじめ撲滅宣言文の作成

いじめ撲滅決起集会，いじめ撲滅プロジェクトチームによるあいさつ運動

イ　保護者によるいじめ相談窓口の設置，学校・学年通信による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報

ウ　「いじめ撲滅プロジェクトチーム会議」を学期に１回以上設定

エ　代表委員会でのいじめ撲滅についての話合い

オ　その他いじめの防止等に必要な取組

５ いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について，いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら，取組を推進する。

(1) 教職員の取組

ア　いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

イ　いじめ防止等に係る校内研修計画の策定

ウ　いじめ防止等に係る関係機関連携

エ　いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成

オ　いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報

カ　いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報

キ　いじめが発生した場合の対応マニュアルの作成（別紙１）

ク　重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアルの作成（別紙２）

ケ　必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(2) いじめ撲滅キャンペーン

ア　目的

児童一人一人が計画委員会を中心に自主的な活動を通していじめに対する問題意識を高めるとともに，いじめは絶対に許さないという心を育む。

イ　期間

いじめ撲滅強化月間６月上旬～７月上旬，10 月中旬～11 月中旬

ウ　取組内容

(ｱ) 児童委員会が中心となり，いじめ撲滅のための取組を話し合い，全児童参加による活動（標語，川柳，ポスター，縦割り遊び，悩み相談室等）

(ｲ) 「いじめゼロ」の幟旗を立て，あいさつ運動やいじめ撲滅の呼びかけ（児童委員会）

(ｳ) 「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目で道徳参観日を実施，保護者啓発（学校における道徳教育や本時の授業，いじめ撲滅キャンペーンの取組の説明等）

(ｴ) 学校・学年便りによるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介，いじめ問題について家庭で考える契機とする

(ｵ) 保護者ボランティアによる「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目に係る読み聞かせ

(ｶ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画によるいじめ撲滅の気運の高揚

(3) いじめの早期発見

ア　児童が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築を図るとともに，教職員間の連携や共有を基にした児童が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立する。

イ　休み時間や放課後の児童の観察や声掛け，日記等を活用した交友関係や悩みの把握をする。

ウ　いじめの防止及びいじめの早期発見に向け，学期に１回以上，アンケート調査及び個別面談を実施する。なお，アンケート調査の実施に当たっては，児童の実態等を見ながら，調査方法（記名式，無記名式）や回答方法（学校で回答，自宅に持ち帰って回答）についても検討する。

エ　保健室やＳＳＲの利用，電話相談窓口等について学校便りや学年便りで広く周知する。

オ　いじめに関する不安や悩み，相談等について，児童生徒や保護者等が抱え込むことがないよう，「困った」「助けて」と言える雰囲気を醸成するとともに，「困った」をしっかり受け止めることができるよう，保健室や相談室の利用，「呉こどもチャット相談」「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」「いじめダイヤル２４」「もしもし相談電話」等の電話相談窓口等について学校便りや学年便り等で広く周知する。

カ　いじめられている事実を他者に伝えることは適切な行動であると理解させ，レジリエンス（心の回復力）の育成やＳＯＳを出すことのできる児童生徒の育成に向けた取組を，年間１回以上実施する。

(4) **いじめへの組織的な対応**

教育相談や見守り，保護者連携等により，児童の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め，特定の教職員が問題を抱え込むことなく，学校全体で情報を共有し，全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち，組織的に対応する。なお，児童や保護者がそれ以上の対応を望まない場合も，継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

ア　いじめを把握した場合には，教職員が一人で抱え込まず，いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）で情報を共有するとともに，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係等についての情報を集め，指導に生かす。

イ　いじめられた児童に対しては，事実関係の聴取を行うとともに，家庭訪問等により，迅速に保護者に事実関係を伝える。また，いじめられた児童や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保する。

ウ　いじめをした児童からも事実関係の聴取を行い，十分な反省を促すとともに，成長支援という視点を持ちながら指導をする。また，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。なお，状況に応じて，心理や福祉の専門家等，外部専門家に協力要請を行う。

エ　事実関係の聴取に当たっては，次のことに留意して行う。

(ｱ) 児童への事情聴取はできるだけ複数教員で行い，場所や時間に配慮する。

(ｲ) 児童が安心して話せる人や場所に配慮する。

(ｳ) 関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。

(ｴ) 情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

オ　傍観者の立場でも，いじめているのと同様であることの指導をする。いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また，はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお，学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

カ　謝罪の場の設定に当たっては，単に早期の解決を目指すのではなく，被害児童の心情に寄り添い，被害児童やその保護者の意向や状況を捉えた上で行う。

キ　指導や謝罪が終わった後も，被害児童や保護者への面談などを通じて，いじめに係る行為が止んでいるかどうか，被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかについて，日常的に注意深く見守り，継続的に確認する。

ク　犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては，法第２３条第６項に基づき，直ちに，警察に相談・通報の上，警察と連携して対応する。

(ｱ) 学校の内外で発生した児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じている，又はその疑いのあるいじめ事案

(ｲ) いじめを受けた児童又は保護者のいじめをした側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

(ｳ) 匿名性が高く，拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

ケ　いじめの問題等に関する指導記録を作成し，児童の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(4) 学校，家庭及び地域の連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。ＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど，いじめの問題について地域，家庭と連携した対策を推進する。

7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合，速やかに「緊急対応チーム」を編成し，事態に対応するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を，法第２８条に基づいて，次のとおり定義する。

一いじめにより当該学校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について，緊急対応チームにおいて重大事態と判断した場合は，呉市教育委員会に報告するとともに，全教職員の共通認識の下，いじめられた児童を守ることを最優先としながら，適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
② 緊急対応チーム編成
（校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，養護教諭，当該学年の学年主任と担任）
③ 関係保護者，教育委員会及び警察等関係機関との連携
④ ＰＴＡ役員との連携
⑤ 関係児童への対応
⑥ 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
② 全校児童，保護者への対応
③ マスコミへの対応（窓口の一本化）

ウ 再発防止への取組

① 教育委員会との連携のもと，関係機関との連携
② 問題の背景・課題の整理，教訓化
③ 取組の見直し，再発防止策の検討・策定
④ 再発防止策の実施

(3) 本校における平時からの備え

ア　年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により，「学校いじめ防止基本方針」はもとより，法やガイドライン等について理解し，いじめの重大事態とは何か，いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

イ　学校だけで対応を抱え込むことがないよう，平時から呉市教育委員会と連携を緊密に行うとと

もに，警察や福祉などの関係機関とも連携する。

ウ　重大事態調査においては，学校における対応の検証を行うなど，学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため，「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や，児童生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し，保存しておく。

エ　いじめを重大化させないことが重要であり，いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

8　いじめ事案に関わる記録，共有の方法

(1) 日々の記録

ア　気になる児童に関わる事案については，担任や該当児童・事案に関わった職員が「要配慮児童記録」にデータ入力し，年度ごとに保存していく。

イ　職員は，日々「要配慮児童記録」を確認し，気になる児童の様子や取組について確認しておく。

(2)いじめ対応チーム（いじめ防止対策委員会）の記録

ア　委員会の内容を，生徒指導主事，教頭が記録し，議事録や事案に関わる資料をファイリング，校長室書庫に保管する。

ウ　委員会で取り上げた事案に関わる記録は，学級編成の際に該当児童の人間関係に配慮することができるようにする。

9　検証と実施計画等の見直し

(1) 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを，毎年度末までに行う。

(2) 学校評価において，いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し，達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(3) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。

(4) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の生徒指導推進計画を作成する。

別紙１

いじめ対応マニュアル　　呉市立阿賀小学校

事案の発生・把握

【レベル１－１】	【レベル１－２】	【レベル２】
いじめの入口	いじめの人間関係の成立	深刻ないじめ
初期段階（悪口等）	加害者複数，継続的	暴力的，犯罪，恐怖

【対応に当たっての留意点】
□　特定の教職員が問題を抱え込まないようにする。

報告（情報共有・レベルや緊急度の確認）

◆　**報告先**
学年主任，生徒指導主事，管理職等
◆　**情報共有**
(1)　５Ｗ１Ｈの確認
(2)　**レベルや緊急度の確認**
※　自殺，不登校，脅迫，暴行，ケガ等

□　事案のレベルや緊急度に応じて，対応を検討
□　緊急度の高い事案の場合は，保護者，警察，市教委等に直ちに報告

いじめ対応チーム（いじめ防止委員会）の招集

【メンバー】
校長，教頭
主幹教諭
生徒指導主事
養護教諭
当該学年主任，担任
ＳＣ，ＳＳＷ等

◆　**情報共有，情報整理**
・　現時点で分かっていること
・　発見のきっかけ
・　児童生徒に係る情報
（氏名，家庭環境，これまでの事案，欠席日数等）

※　欠席が続く場合は「不登校重大事態」を想定し，市教委に早めに相談

◆　**対応方針の決定**
(1)　事実確認等の際に留意すべきことの確認
(2)　役割分担
ア　被害児童生徒からの事実確認等
イ　加害児童生徒からの事実確認等
ウ　周囲の児童生徒からの事実確認等
エ　保護者対応
オ　関係機関との連携
カ　記録

□　全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち，組織的に対応
□　いじめられた児童生徒の身の安全を最優先に考え，意向を確認しながら対応
□　いじめ対応チームについては，メンバーの中で不在の者がいても開催
□　マスコミ対応が必要な場合は窓口を一本化

事実確認

◆　**対象**
・　被害児童生徒
・　加害児童生徒
・　周囲の児童生徒

□　できるだけ複数教員で対応
□　安心して話せる人や場所，時間に配慮
□　関係者からの情報に食い違いがないか確認
□　情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないように細心の注意

いじめ対応チーム（いじめ防止委員会）の招集

※　以降，必要に応じて随時開催

◆　**情報共有，情報整理**
事実確認した内容を共有し，事案の全体像を把握
◆　**指導や支援等に係る対応方針の決定**
(1)　被害児童生徒への支援
(2)　加害児童生徒への指導，支援
(3)　学級や学年，全体への指導内容
(4)　保護者対応
(5)　謝罪の場の検討

□　いじめられた児童生徒やその保護者が，それ以上の対応を望まない場合も，継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。
□　不適切な指導にならないよう留意
□　謝罪の場に当たっては，単に早期の解決を目指すのではなく，被害児童生徒の心情に寄り添い，被害児童生徒やその保護者の意向を確認した上で行う。
□　レベル１－２以上は，できるだけ保護者と直接顔を合わせて対応する。

指導・支援・謝罪

◆　**被害児童生徒への支援**
◆　**加害児童生徒への指導，支援**
◆　**傍観者への指導**
◆　**学級や学年，全体への指導**
◆　**謝罪の場**

保護者連携

◆　**形態**　電話，家庭訪問，来校等
◆　**内容**
(1)　把握した事実の説明
(2)　指導や支援の説明
(3)　意向の把握
(4)　学校の対応の問題点や再発防止策の説明

市教委報告

◆　**生徒指導上の諸課題等集計票で報告**
（認知件数，いじめ防止委員会回数，記録票）

□　緊急性の高い事案等は，随時市教委へ報告

経過観察・再発防止

◆　**関係児童生徒の見守り，面談**
※　次のことを日常的に注意深く見守り，継続的に確認
(1)　いじめに係る行為が止んでいるかどうか。
(2)　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか
◆　**再発防止策の実施**
◆　**未然防止の取組の実施**

□　記録については，児童生徒の進学・進級に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりする。また，個人情報の取扱いに留意する。

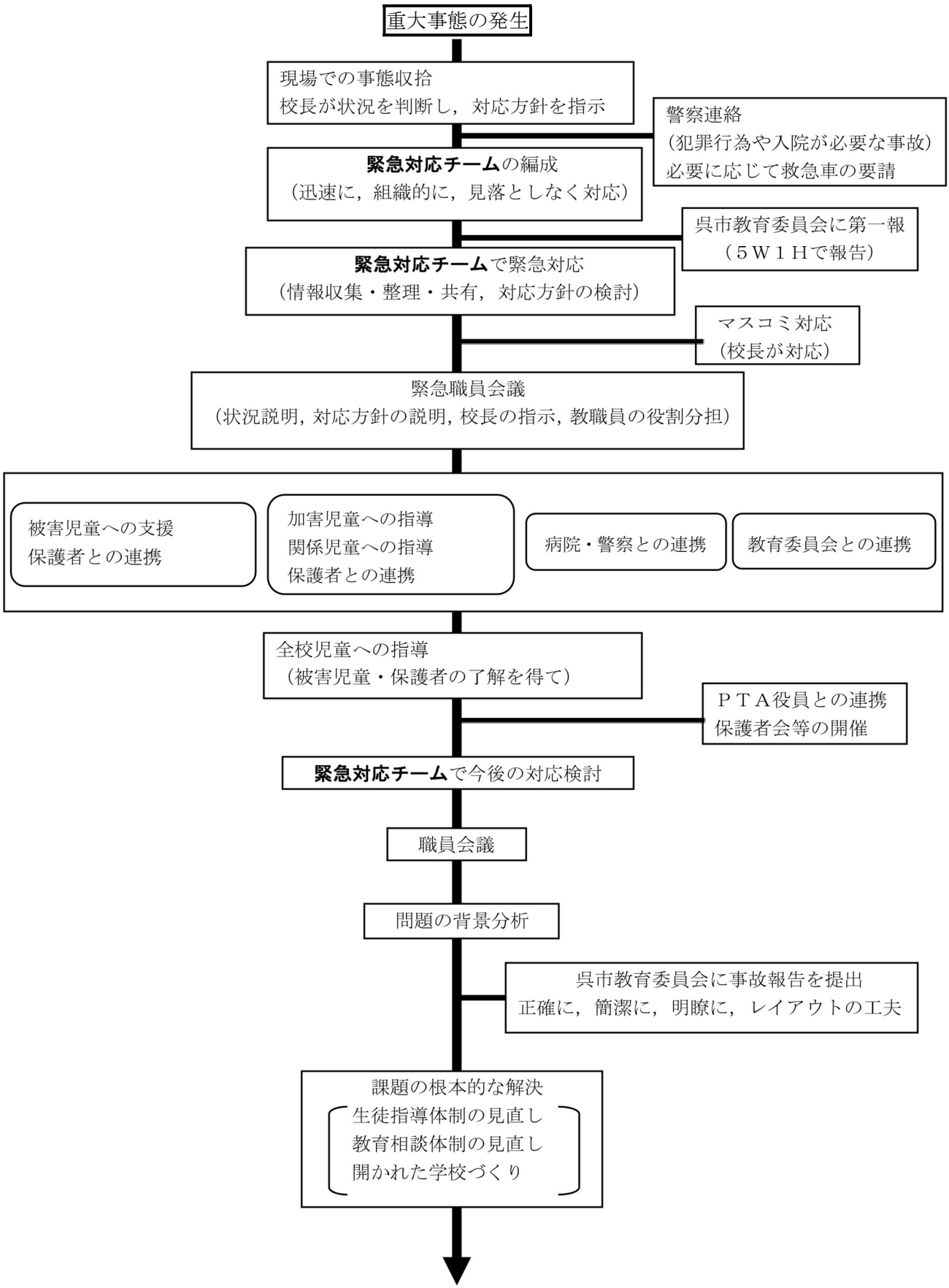
重大事態の発生
現場での事態収拾
校長が状況を判断し，対応方針を指示
警察連絡
（犯罪行為や入院が必要な事故）
必要に応じて救急車の要請
緊急対応チームの編成
（迅速に，組織的に，見落としなく対応）
呉市教育委員会に第一報
（５Ｗ１Ｈで報告）
緊急対応チームで緊急対応
（情報収集・整理・共有，対応方針の検討）
マスコミ対応
（校長が対応）
緊急職員会議
（状況説明，対応方針の説明，校長の指示，教職員の役割分担）
被害児童への支援
保護者との連携
加害児童への指導
関係児童への指導
保護者との連携
病院・警察との連携
教育委員会との連携
全校児童への指導
（被害児童・保護者の了解を得て）
ＰＴＡ役員との連携
保護者会等の開催
緊急対応チームで今後の対応検討
職員会議
問題の背景分析
呉市教育委員会に事故報告を提出
正確に，簡潔に，明瞭に，レイアウトの工夫
課題の根本的な解決
生徒指導体制の見直し
教育相談体制の見直し
開かれた学校づくり